

杉並ジュニアライフルスポーツクラブ規約

2023年6月25日 制定

(名称及び目的)

第1条 このクラブは、「杉並ジュニアライフルスポーツクラブ」(「以下「ジュニアクラブ」という。)」と称し、杉並区ライフル射撃協会(以下「杉ラ協」という。)の「ライフル射撃競技の普及・啓蒙活動」の一環として、競技射撃への理解増進、射撃技術の向上及び生涯スポーツとして射撃を楽しむことを通じて、ジュニアクラブ員の健全な心身を育成することを目的とする。

(活動)

第2条 ジュニアクラブは、前条の目的のために次の活動を行う。

- (1) ビームライフル、ビームピストル、エアライフル、エアピストルの講習会の開催。
- (2) 射撃競技会の開催。
- (3) その他ジュニアクラブの目的達成のために必要な事項。

(ジュニアクラブの構成)

第3条 ジュニアクラブは、ジュニアクラブ員、杉ラ協所属の指導者及びジュニアクラブの運営をサポートするジュニアクラブ員の保護者を構成員とする。

(運営)

第4条 ジュニアクラブは、杉ラ協が運営し、原則として杉ラ協の担当役員及び指導者がこれにあたる。

- 2 ジュニアクラブの運営状況については、必要に応じて保護者にも説明を行い、ジュニアクラブの構成員相互の協力により円滑な運営を目指す。

(入・退会手続)

第5条 ジュニアクラブへの入会は、ライフル射撃競技に意欲的に取り組む原則中学生及び高校生とする。

- 2 入会を希望する者は、杉ラ協の会員として所定の手続きにより申し込みを行う。
- 3 入会を承諾された時は、杉ラ協の会員として入会時の入会金及び年会費を納入しなければならない。ただし、既に杉ラ協の会員となっている者はこれを免除する。
- 4 退会は、所定の書面をもって届け出ることにより任意に退会できる。

(事故の責任)

第6条 ジュニアクラブ員は、ジュニアクラブの活動に際しては指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとし、盗難、傷害等の事故が発生しても、本ジュニアクラブ及び指導者に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険への加入等)

第7条 ジュニアクラブでの活動は、必要に応じて保険等に加入して行うこととするが、スポーツ安全保険等への加入はジュニアクラブ員の自己の責任において行うこととする。

2 ジュニアクラブの活動中の傷害については、加入した保険の対象範囲内でのみ対応する。

○ 本規約は 2023 年 7 月 1 日より施行する。